

第76回 福生七夕まつり 市民模擬店 出店者募集案内

この冊子をよくお読みいただき、お申し込みください。

【問合せ・申込み】

福生七夕まつり実行委員会事務局

（福生市役所シティセールス推進課内）

電話：042-551-1699（直通）

福生七夕まつり市民模擬店実施要綱

(目的)

第1条 七夕まつりにおいて、市民団体等が模擬店を出店することにより、「市民参加型の祭り」を実現し、新しい祭りの手本となるよう図るとともに、市民が本事業を通して、新しい福生を創り上げていく機会とすることを目的とする。

(出品物)

第2条 出品物は次に掲げるものを除く食品、玩具など縁日等で取り扱う物とする。

- (1) 法令に違反する物
- (2) 風紀上好ましくない物
- (3) 保健所の許可を得ていない物
- (4) 動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）
- (5) その他祭りの趣旨に反する物

(出品物の調整)

第3条 実行委員会は多様な模擬店が出店するよう抽選等で出品物の調整を図ることができる。

(説明会)

第4条 実行委員会は事前に出店者説明会を実施する。

(看板コンテスト)

第5条 実行委員会は各店舗多彩な看板を飾ることで、さらなる市民模擬店の発展を図るため、看板コンテストを実施する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

福生七夕まつり市民模擬店 出店規則

(対象店舗)

第1条 出店対象店舗は次に掲げるものとする。

(1) 正副代表者が福生市民で構成された店舗

(2) 市内事業所

ただし、1事業所2店舗までとする。

(3) その他実行委員会が認めたもの。

2 福生市暴力団排除条例に基づき、暴力団関係者による出店はできない。

3 正副代表者は実行委員会、その他関係機関の注意や説明を十分に理解できる者とする。

(出店資格)

第2条 出店店舗は正副代表者を各1名選出すること。ただし、複数の出店店舗の兼務はできないものとし、18歳以上の者に限る。

2 出店店舗は正副代表者のほかにテントの組立及び解体作業を行う店舗運営者を2名以上選出すること。ただし、複数の出店店舗の兼務はできないものとし、18歳以上の者に限る。

3 出店資格の譲渡はできない。

(正副代表者)

第3条 正副代表者のいずれかは次に掲げる事務等を行わなければならない。

(1) 出店申込の受付及び書類の提出

(2) 出店者説明会の参加

(3) 出店時間内の店舗内滞在

ただし、熱中症予防のための不在は除く。

(ペア出店)

第4条 隣り合った出店（以下「ペア出店」という。）を希望する場合は、申込時に申し出なければならない。

2 2店舗を超えるペア出店はできない。

(優先出店)

第5条 次に掲げる店舗は優先的に出店できるものとする。なお、この場合においてペア出店はできないものとする。

(1) 栄通り商店街に所在する店舗で、自店舗前での出店を希望する店舗

(2) 前回の市民模擬店看板コンテストにおいて入賞した店舗

(出品物)

第6条 福生七夕まつり市民模擬店実施要綱第2条に基づいたものを出品すること。

- 2 食品販売は原則、1店舗1品目とする。
- 3 酒類の販売は、正副代表者いずれかが20歳以上の店舗に限る。

(出店の可否)

第7条 申込店舗数が募集店舗数を超えた場合は、出店者説明会の受付時に先着順抽選を行い、出店の可否を決定する。なお、申込店舗はその結果を受け入れなければならない。

- 2 ペア出店を希望する店舗であっても、抽選は店舗毎で行うこととする。

(出店場所の決定)

第8条 前条により出店が可能となった団体は、出店者説明会の受付順に出店場所を選ぶ順番の抽選を行う。

- 2 ペア出店を希望する団体は、どちらか一方が抽選を行うこととする。

(出店費用)

第9条 出店団体は実行委員会が指定した出店費用を事前に納めなければならない。

- 2 前項の規定により納付された出店費用は原則、返金しない。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(営業時間)

第10条 販売開始時刻は歩行者等の安全確保の状況等を鑑み、実行委員会の判断をもって決定する。

- 2 実行委員会が指定した販売終了時刻をもって完全閉店しなければならない。
- 3 実行委員会が指定した実施時間は確実な開店を図らなければならない。

(出店の許可)

第11条 実行委員会は出店が可能となった団体のうち、警察署及び保健所の許可を得た団体に、出店許可証を発行する。

(遵守事項)

第12条 出店許可を得た団体は別表に定める事項を遵守しなければならない。

(違反行為)

第 13 条 実行委員会は出店団体が福生七夕まつり市民模擬店実施要綱及び同規則に違反した場合、ペナルティを科すことができる。なお、本事業終了後に認められた違反行為についてもペナルティ対象とし、異議申し立ては一切認めない。

(1) レッドカード

即座に出店を取り消し、次回の福生七夕まつりにおいて、今回レッドカードを受けた事業所及び出店団体の正副代表者のいずれかを含む店舗は、出店できなくなる。

(2) イエローカード

累計 2 回でレッドカードとし、イエローカードは次回の福生七夕まつりまで累積する。また、次回の市民模擬店において、今回イエローカードを受けた事業所及び出店団体の正副代表者のいずれかを含む店舗は、申込店舗数が募集店舗数を超えた場合の抽選に参加できない。

(店舗の責任)

第 14 条 実行委員会からの貸出備品を破損又は紛失した場合には、当該店舗は実行委員会に対し、その損害を弁償しなければならない。

(看板コンテスト)

第 15 条 出店が許可された団体は、看板コンテストに参加することができる。

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第12条関係）

1	テントの組立及び解体作業は出店者自身で行うこと。また、出店者同士で協力すること。
2	食品を販売する出店者は、ブルーシート等で必ず養生をし、道路を汚さないこと。なお、汚した場合には速やかに清掃すること。
3	申請した品目以外を販売しないこと。
4	実行委員会が配布する店舗名看板及び出店許可証を掲示すること。
5	出品物の価格を明示し、販売すること。
6	正副代表者は腕章を着用すること。
7	刺青やタトゥーを露出して販売を行わないこと。
8	拡声器、ラジカセ等を使用した販売を行わないこと。
9	出店関係者は喫煙所以外で喫煙をしないこと。
10	歩行者の通行を妨げたり、来場者や他の出店者の迷惑になる呼び込みをしないこと。
11	歩道に荷物や椅子等を設置し、歩行者の通行を妨げないこと。
12	火気の管理は十分に行い、営業終了後は炭の火は完全に落とし、ガスボンベやカセットボンベ等の危険物は持ち帰ること。
13	ガスボンベはテントの柱やテーブルの脚に紐等で固定し転倒防止を図ること。
14	火気器具を使用する店舗は、使用期限内の消火器（10型）を必ず用意すること。
15	ガスホースや電気配線は、ケーブルカバーやガムテープにより保護し、通行人が足に引っ掛けない措置を講じること。
16	発電機の使用は禁止とし、ポータブル電源の使用は可能とする。
17	道路や側溝に汁や油を流出しないこと。
18	販売に使用するコップ、皿等は環境に配慮したものを使用すること。
19	店舗から出たごみは、各自の責任において必ず持ち帰って処理すること。なお、会場内に設置されたごみ箱などに捨ててはならない。
20	アルコール消毒液を用意すること。
21	来場者が並んでしまった際は隣店舗に迷惑がかからないよう、整列させること。
22	搬入・搬出に使用する車輛は、他の通行の妨げにならないよう全長5m以内のものを使用すること。
23	風紀上好ましくない看板及び店舗装飾は行わないこと。
24	閉店後は交通規制解除となる前に片付けを完了し、清掃を実施すること。
25	決められた時間内に搬入及び搬出作業を完了させること。
26	実行委員会及び関係者の指示に必ず従うこと。

福生七夕まつり市民模擬店 出店規則
第13条に基づくペナルティ対象の例

レッドカード	出店に関する名義貸しの発覚
	ガスボンベの放置や火の不始末
	出店関係者が喫煙所以外で喫煙
	入れ墨が見えている
	店舗内における正副代表者の不在
	消火器の不備（火気器具使用店舗のみ）
	その他、実行委員会が危険もしくは悪質だと判断した行為
イエローカード	祭り当日の受付時に通知はがきを持参しないこと
	歩道への荷物やイス等の設置
	テント幅より30cm以上はみ出しての荷物等の設置
	許可されたもの以外の販売
	店舗から出たゴミを会場内ごみ箱や路上に捨てること
	アルコール消毒液の不備（食販店舗のみ）
	申し込んだポータブル電源以外の電源を使用すること
	油等で走路を汚すこと（食販店舗のみ）
	決められた時間外での搬入及び搬出作業を行うこと
その他、実行委員会が危険と判断したもの	

※ 補足

レッドカード	即座に出店を取り消し、次回の福生七夕まつりにおいて、今回レッドカードを受けた出店団体の正副代表者及び店舗運営者のいずれかを含む店舗は、出店不可となります。
イエローカード	累計2回でレッドカードとし、次回の福生七夕まつりまで累積します。また、次回以降の市民模擬店において、今回イエローカードを受けた出店団体の正副代表者及び店舗運営者のいずれかを含む店舗は、申込店舗数が募集店舗数を超えた場合の抽選に参加できません。

第76回福生七夕まつり市民模擬店 出店団体募集要項

第76回福生七夕まつり市民模擬店は、「福生七夕まつり市民模擬店実施要綱」及び「福生七夕まつり市民模擬店 出店規則」に基づき実施いたします。出店を希望される方は、双方を熟読された上で、お申込みください。

1 実施内容

(1) 実施日時 **※実施時間内は確実な開店**を図ってください。

- ・実施日：2026年8月8日（土）及び9日（日）
- ・販売時間：8日（土）午後2時～午後8時45分
9日（日）午後2時～午後8時15分

※実行委員会の判断により、開始時刻が早まる場合があります。

- ・実施時間（確実な開店時間）：8日（土）午後2時～午後8時30分
9日（日）午後2時～午後8時

(2) 開催場所

栄通り（福生駅西交差点～福生志茂南交差点間）のもくせい会館側

2 出店に係る備品等の準備

(1) 実行委員会が配布するもの

- ・テント（間口2.7m×奥行1.8m）
- ・机（45cm×180cm）
- ・照明器具（30w・4000ルーメン）2個
- ・照明器具用のモバイルバッテリー
- ・照明器具用のケーブル

(2) 各店舗が準備するもの

- ・イス、調理器具、その他必要なもの
- ・消火器（10型）※火気器具使用店舗のみ

3 出店費用

説明会時に集金いたします。

(1) 道路使用申請料 2,100円

(2) 出店料

食販 20,000円

物販 15,000円

4 規格

(1) 1店舗の使用スペース

- ・ テント：間口 2.7m、奥行き 1.8m
- ・ 荷物等スペース：テント横スペース 0.3m



(2) 電気の使用について

福生七夕まつり市民模擬店では、安全性の確保及び騒音対策の観点から、発電機の使用は認めておりません。また、例年、実行委員会から電源の提供を行っていましたが、東京都の無電柱化計画に係る工事の影響により栄通りの電源が使用できないため、実行委員会からの電源の提供はございません。電気を使用する場合は、出店者自身でポータブル電源を準備してください。

なお、実行委員会から照明器具の貸し出しを行います。

5 募集内容

(1) 募集店舗数 50 店舗程度

(2) 申込書類の配布期間

2026 年 4 月 1 日（水）～ 5 月 15 日（金）

(3) 申込書類の配布場所

福生七夕まつり実行委員会事務局

（福生市本町 18 番地 もくせい会館 1 階 シティセールス推進課内）

(4) 申込書類

福生市暴力団排除条例の規定に基づき、出店申込団体の正副代表者に関する個人情報を警察に情報提供いたします。

【提出書類一覧】

- 福生七夕まつり市民模擬店出店申込書
- 誓約書
- 正副代表者の身分証明書の写し

身分証明書の区分		
※マイナンバーに係る通知カードは身分証明書として使用できません。		
①	1点で良い書類	運転免許証、パスポート、外国人登録証、在留カード及び特別永住証明書、マイナンバーカード
②	右のうちいずれか + 住民票	各種保険証、学生証等

- 事業所の所在が確認できる書類 ※事業所として出店を希望される場合のみ
⇒確定申告書、登記簿謄本、開業届、営業許可証など
- 道路使用許可申請書（2通）
- 行事における臨時出店届 ※食品販売を希望する団体のみ

（4）申込受付日時等

必ず、正副代表者のいずれかが受付を行ってください。受付時は本人確認のため、身分証明書の原本提出をお願いいたします。

- ・期間：2026年4月27日（月）～5月22日（金）
- ・時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）
※期間中の（水）のみ、午後8時まで受け付けます。

- ・受付場所

福生七夕まつり実行委員会事務局

（福生市本町18番地 もくせい会館1階 シティセールス推進課内）

6 その他

福生七夕まつり市民模擬店出店規則第2条第1項の18歳以上の者とは、2026年8月8日現在のことをいいます。

7 問合せ先

福生七夕まつり実委員会事務局（福生市役所シティセールス推進課内）

電話：042-551-1699（直通）

第76回福生七夕まつり市民模擬店 出店者説明会開催要項

「福生七夕まつり市民模擬店 出店規則」に基づき、団体の正副代表者のいずれかが必ず御出席ください。

1 日時

- (1) 開催日 6月28日(日)
- (2) 受付 午後1時から午後1時55分まで
- (3) 説明会 午後2時から午後5時(終了予定)

※説明会開始から終了まで、会場は封鎖となります(途中入場・退場不可)。

2 場所

もくせい会館3階 会議室

3 持ち物

- (1) 案内文(申込受付後、配布される案内文)
- (2) 出店料・道路使用申請料 食販 22,100円
物販 17,100円

※お釣りが出ないように御用意ください。

- (3) 通常はがき 1枚

※宛名に代表者の氏名・住所・郵便番号を予め御記入ください。

※警察・保健所の許可の可否の御連絡に使用します。

- (4) 筆記用具

4 当日の流れ

- (1) 抽選

出店団体が決定後、説明会の受付順に出店場所を選ぶ順番の抽選を行います。ペア出店を希望される店舗は、抽選を同時に行いますので、一緒にお越しください。

※募集店舗数を超える申込があった場合は、出店場所を選ぶ順番の抽選の前に出店の可否を決定する抽選を行います。

- (2) 出店についての諸説明

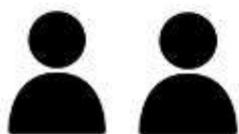
福生七夕まつり実行委員会事務局、福生警察署、福生消防署、西多摩保健所からの諸説明があります。

(3) 出店場所の決定

説明会受付時に抽選した番号順に、出店者が希望のテント番号を決めます。

【例】 ペア出店を希望する場合

①出店を希望する店舗同士が同時に受付



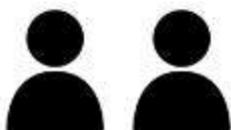
←店舗 A の正代表者（もしくは副代表者）と、
店舗 B の正代表者（もしくは副代表者）の 2 名で受付

② 2 店舗で 1 つの抽選番号を引く



←店舗 A ・ B どちらかの代表者が引く

③ 順番が来たら、出店場所を選ぶ



←店舗 A ・ B の代表者は一緒に場所を選ぶ

(4) 出店ブロック毎の説明及びブロック長の選出

出店ブロック毎に搬入、搬出経路等の説明を行います。

また、出店ブロックからブロック長を選出していただきます。

～ブロック長の役割について～

ブロック長は事務局とブロック内の連絡調整などが主な役割となります。

また、市民模擬店運営にあたって消防署に提出する火災予防計画の組織体制のうち、防火管理要員（役割：状況確認、情報収集、連絡調整等）となります。

5 注意事項

- (1) 遅刻、欠席および途中退席された場合、出店できません。
- (2) 説明会に参加できるのは正副代表者のどちらか 1 名です。
- (3) お早めに会場へお越しください。
- (4) 説明会後の販売品目の変更はできません。

第76回福生七夕まつり市民模擬店看板コンテスト実施要項

1 趣旨

各店舗多彩な看板が栄通りを飾ることで、さらなる市民模擬店の発展やにぎやかしを図ります。

2 看板規定

- (1) 横幅 2.7m以内、縦幅 1 m以内
- (2) 1店舗1看板

3 審査員

模擬店部会員、七夕まつり実行会委員及び七夕まつり実行委員会関係者とします。

4 審査対象

- (1) 看板コンテストの趣旨に沿っているもの。
- (2) 看板規定に基づいて作成されたもの。
- (3) 過去に入賞経歴がない作品。また、他店舗による入賞経歴がない作品。

5 審査基準

- (1) 七夕らしさが表現されているか。
- (2) 七夕まつりのコンセプトである「DiscoveryFussa」に着目した活気を演出しているか。
- (3) オリジナリティーにあふれているか。

6 結果発表

本部テント案内放送及び会場内掲示にて発表します。

7 入賞特典

5位までの店舗に次回の優先出店権と福生市共通商品券を与えます。ただし、模擬店部会が不適と判断した場合、その店舗の入賞を取り消すことができることとします。

【商品券について】

1位：1万円 2位：7千円 3位：5千円 4位・5位：3千円

8 順位

各審査員の付けた点数の合計を基に順位付けする。また、点数が同じだった場合にはコンセプトに着目した活気を演出しているかの点数により優劣をつけます。それでも点数が同じだった場合には、審査員の協議により決定します。